

被扶養者認定に必要な添付書類

提出上の注意事項

次の方は被扶養者にはなれません。

- ① 日本国内に住所を有さない者（※例外あり）
- ② 年間収入限度額130万円（認定対象者が60歳以上または障害年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は180万円）を超える場合
- ③ 認定対象者の年間収入が上記の限度額以内であっても被保険者の収入の2分の1を超える場合
- ④ 認定対象者が被保険者と別居していて、年間収入が上記の収入限度額以内であっても、被保険者からの仕送り額より多い場合

※該当する書類は、すべて直近の書類を提出してください。事由によっては下記以外の書類を求める場合があります。

【記号について】◎・・・必ず提出

○・・・該当する方は必ず提出

認定対象者の状況 および申請理由	続柄	子					父母・祖父母				兄弟姉妹・孫	その他	
		配偶者	新生児	義務教育修了前	義務教育修了後	養子・養女	実父母	養父母	祖父母	義父母			
被扶養者異動届（増員）		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
被扶養者認定対象者現況届（配偶者・子供（義務教育修了以上））		◎				◎	◎						
被扶養者認定対象者現況届（父母・義父母・兄弟姉妹など（義務教育修了以上））							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
被保険者との続柄が確認できる「戸籍謄（抄）本（写）」			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
世帯全員が記載されている「住民票（写）」 （続柄記載あり・マイナンバー記載なし）		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
パート等の給与所得のある方	「給与等の収入年間見込額証明書」（当組合所定用紙）	○				○	○	○	○	○	○	○	○
自営業・農業・不動産所得などある方	①「確定申告書一式（写）」 ②「市区町村の所得・非課税証明書（写）」 ③「直接的必要経費申告書」 （過去3年分を提出する。事業実績が4年に満たない場合は、当組合へお問い合わせください。）	○				○	○	○	○	○	○	○	○
年金（公的・企業・個人）・恩給を受給されている方	①「市区町村の所得・非課税証明書（写）」 ②現在の年金額が確認できる「年金（裁定・改定・振込）通知書（写）」 または「年金証書（写）」、「恩給証書（写）」	○				○	○	○	○	○	○	○	○
健保・労災の手当金を受給中の方	「保険給付金支給決定通知書（写）」など受給額が確認できる書類	○				○	○	○	○	○	○	○	○
雇用保険失業給付を受給中の方	「雇用保険受給資格者証（写）」	○				○	○	○	○	○	○	○	○
夫婦双方に収入がある方	A. 夫婦とも被用者保険の被保険者の場合（夫婦ともに①か②を提出）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	B. 夫婦の一方が国民健康保険の場合（もう一方はAの①か②を提出）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	他健保にて不認定だった場合		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
収入のない方	無収入の方		○			○	○	○	○	○	○	○	○
	雇用保険を受給申請中の方	①「雇用保険離職票1・2（写）」 ②「雇用保険受給資格者証（写）」	○				○	○	○	○	○	○	○
	雇用保険を受給延長申請中の方	①「雇用保険離職票1・2（写）」 ②「雇用保険受給期間延長通知書（写）」	○					○	○	○	○	○	○
	雇用保険を受給終了された方	「雇用保険受給資格者証（写）」または「雇用保険受給終了証明書（写）」	○				○	○	○	○	○	○	○
	雇用保険を受給しない方	①「雇用保険離職票1・2（写）」 ②「雇用保険に関する誓約書」（当組合所定用紙） 離職票の交付申請をしなかった場合：「雇用保険被保険者資格喪失確認決定通知書（写）」	○				○	○	○	○	○	○	○
	雇用保険の受給資格のない方	①「退職証明書（写）」 ②「勤務先の雇用保険受給資格がないことを確認できる証明書」 または「雇用保険未加入証明書」（当組合所定用紙）	○				○	○	○	○	○	○	○
	義務教育修了後の学生の方	「在学証明書（写）」または有効期限の確認できる期限内の「学生証（写）」	○				○	○	○	○	○	○	○
	事業を廃止された方	「市区町村の個人事業廃業届書（写）」	○				○	○	○	○	○	○	○
公的年金を受給申請中の方	①「市区町村の所得・非課税証明書（写）」 ②「年金見込額照会回答票（写）」（年金証書が届き次第写しを提出）	○				○	○	○	○	○	○	○	

※該当する書類は、すべて直近の書類を提出してください。事由によっては下記以外の書類を求める場合があります。

【記号について】◎・・・必ず提出

○・・・該当する方は必ず提出

認定対象者の状況 および申請理由			続柄	配偶者	子				父母・祖父母				兄弟姉妹・孫	その他		
					新生児	義務教育修了前	義務教育修了後	養子・養女	実父母	養父母	祖父母	義父母			義祖父母	
②	その他	婚姻による申請	「婚姻受理通知書（写）」または「戸籍謄（抄）本（写）」	○												
		被保険者と別居または同一世帯に居住していない方	仕送り証明（いつ、誰から誰に、送金額がわかるもの） （届出時および認定された月の翌月以降6か月間提出する）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定不可	○	認定不可	
		外国籍の方の申請	「特別永住者証明書（写）」または「在留カード（写）」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		医療費の公費助成がある方	①「医療証（写）」 ②「障害者手帳（写）」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		任意継続資格を喪失した方	「健康保険資格喪失証明書（写）」	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		他の健康保険に加入している方	①国民健康保険に加入している方：「健康保険被保険者証（写）」 ②①以外の健康保険に加入した方：「健康保険資格喪失証明書（写）」	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		被保険者以外に扶養義務者がいる場合	その方の収入を証明する書類		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		※日本国内に住所を有さない場合	★参照	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

★日本国内に住所を有さない場合、例外に該当することを証明する書類の例

該 当 事 由	添 付 書 類
① 外国において留学をする学生	「査証（ビザ）」、「学生証」、「在学証明書」、「入学証明書」等の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する者	「査証（ビザ）」、「海外赴任辞令」、「海外の公的機関が発行する居住証明書」等の写し
③ 観光、保養またはボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	「査証（ビザ）」、「ボランティア派遣機関の証明」、「ボランティアの参加同意書」等の写し
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	「出生や婚姻等を証明する書類」等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

◎添付書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付

2021. 10